

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和3年度定期監査（第3回工事監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年11月11日

千歳市監査委員 澤田 徹

千歳市監査委員 松倉 美加

課	指摘事項	講じた措置
<p>水道局水道整備課</p>	<p>(3) 北信濃水道管改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道管改良工事において、設計図では、2.0m以上掘削する場合は、土留め支保工を2段設置することとしているが、確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の指摘は、工事監督員が現場立合により支保工の設置状況を確認していたが、本工事については土工出来形の撮影範囲が局所的になってしまったことが原因であったため、各水道事業者の写真撮影方法の指導に関する通知文書を発出した。また、現場でも工事監督員から写真管理方法を指導することで受注業者の技術向上を図るよう努める。

(担当：水道局水道整備課)